

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一中二の項から五の項までを削り、六の項を二の項とし、七の項から九の項までを削り、十の項を三の項とする。

別表第二を削る。

別表第三の三の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同表中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、同表を別表第二とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。